

令和5年度 新宿区立子ども園〔幼稚園機能〕エントリーシート

各項目を読んで確認欄に○を付け、表下に記名してください。

	確認欄	
1 子ども園は、幼稚園と保育園の機能をあわせ持った施設です。保育の必要性の有無に関わらず、同じ環境のもとで一体的に保育・教育を行います。	わかりました	説明が必要です
2 基本保育時間は、午前9時から午後3時までです。	わかりました	説明が必要です
3 春季、夏季、冬季などの休業日（期間）があります。	わかりました	説明が必要です
4 申込みにより平日午後3時から午後4時30分までの預かり保育が利用できます。利用した翌月に保育料を納付していただきます。	わかりました	説明が必要です
5 土曜日、休業日は、就労や疾病等により保護者のいずれもが保育できない状況である場合に、申込みにより預かり保育が利用できます。利用した翌月に保育料を納付していただきます。	わかりました	説明が必要です
6 入園申込み後に新宿区から転出した場合は、幼稚園機能の入園申込み資格がなくなります。また、入園後に区外へ転出した場合は、転出日の前日までの在園となります。	わかりました	説明が必要です
7 区立子ども園〔幼稚園機能〕と区立幼稚園のうち、申込みできるのは1園のみです。2園以上に申込みをすると、すべての申込みが無効になります。	わかりました	説明が必要です
8 再募集開始日（令和4年11月18日）以降に、入園内定または補欠登録をした園以外の区立子ども園〔幼稚園機能〕または区立幼稚園にあらためて入園申込みをする場合は、入園内定、入園承諾または補欠登録をした園へ「入園（補欠登録）辞退届」を提出してから申込むことが必要です。	わかりました	説明が必要です
9 入園申込者数が募集人数を超えた園では、応募者説明会（令和4年11月10日）で抽選を行い、入園内定者を決定します。抽選にならない場合でも、応募者説明会に参加する必要があります。応募者説明会に無断で遅刻、欠席した方の申込みは無効になります。	わかりました	説明が必要です
10 抽選の結果、落選し、補欠登録をした方が、令和5年4月1日以降に、他の幼稚園、認定こども園、認可保育園に入園した場合は、その時点で補欠登録が無効となります。（ただし、認証保育所や無認可保育施設等の利用は除く。） 他の幼稚園、認定こども園、認可保育園に在園しないまま、補欠登録をしている園に次年度の入園申込みをした場合には、他の申込者に優先して入園内定者とします。	わかりました	説明が必要です
11 柏木子ども園とおちごなかい子ども園では、0～2歳児クラスと3～5歳児クラスがそれぞれ別の建物で保育・教育を行います。	わかりました	説明が必要です
12 入園後の幼稚園機能から保育園機能への変更を希望する場合は、認可保育園の入園申込みと同様の手続きが必要です。	わかりました	説明が必要です
13 「幼児教育・保育の無償化」により、基本保育料は無償となりますが、給食費、行事費、預かり保育料は保護者の負担です。 預かり保育料は、施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）を受けている場合には、上限額の範囲内で無償となります。	わかりました	説明が必要です
14 給食費、預かり保育料については、区（市町村）民税所得割課税額に応じて無償となる場合があります。また、給食費（預かり保育の給食費は除く）は小学校3年生までのきょうだいから数えて第3子以降に該当する場合は無料となります。	わかりました	説明が必要です
15 給食費、預かり保育料の無償対象であるかの判定のため、保護者が国外に居住していた、または在住している場合や、大使館勤務で住民登録が日本にない場合等には、前々年及び前年の収入等が確認できる書類を提出していただきます。	わかりました	説明が必要です
16 給食費、預かり保育料は、原則として口座振替により納付していただきます。入園決定後に園から配付される「口座振替納付届」を取引のある金融機関に提出し、手続きしていただきます。	わかりました	説明が必要です
17 虚偽の申込みをした場合は、入園の決定後であっても、入園の要件に該当しない場合は、入園の承諾を取消します。	わかりました	説明が必要です

_____年____月____日

区立子ども園〔幼稚園機能〕の入園申込みにあたり、上記の各事項を確認しました。

保護者氏名 _____ / 保護者氏名 _____

子どもの氏名 _____ (_____ 子ども園 _____ 歳児クラス申込み)